

地方法人課税の堅持に関する緊急提案

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

現在、法人実効税率の在り方について、政府の税制調査会のもとに設置された専門委員会等において検討されているところであるが、仮に法人実効税率の引下げ等を行う場合には、地方税の税率引下げは行わず、国税の税率を引下げること。その場合にあっては、法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっていること等に鑑み、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることの無いよう地方税財源を確保すること。

また、法人住民税の交付税原資化についても、地方の財政運営に影響を与えることから、今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する地方法人課税とすること。

平成26年6月5日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

関東地方知事会

会長	東京都知事	舛添要一
	茨城県知事	橋本昌
	栃木県知事	福田富一
	群馬県知事	大澤正明
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	黒岩祐治
	山梨県知事	横内正明
	静岡県知事	川勝平太
	長野県知事	阿部守一